

## 市第 23 号議案 横浜みどり税条例の一部改正について

横浜みどり税については、5月29日の政策・総務・財政委員会において、概要とこれからの緑の取組（原案）について、7月31日の臨時常任委員会において、平成30年度横浜市税制調査会答申について、ご報告させていただきました。

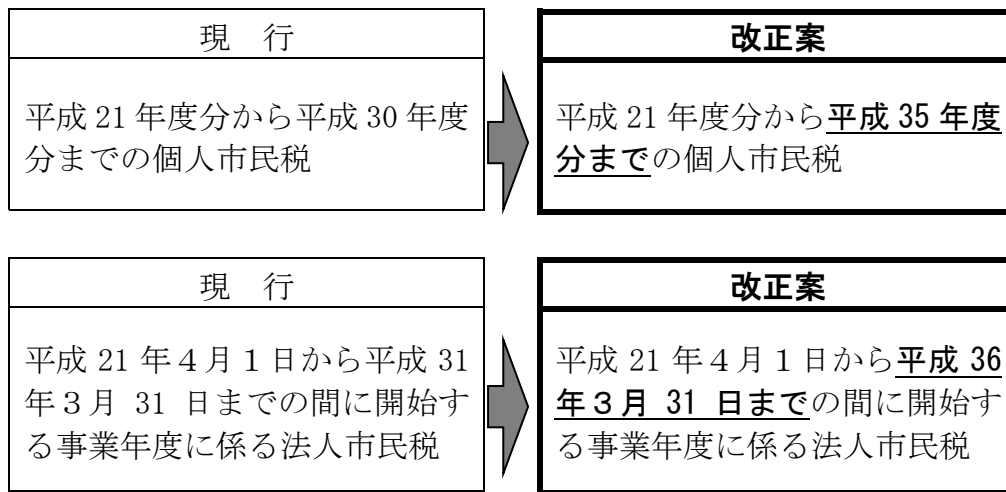
それらを踏まえ、今回、次のとおり、横浜みどり税条例の一部改正を行います。

### 1 今回の条例改正の考え方

#### (1) 課税手法・課税期間について

課税手法については、緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいるため、引き続き、個人市民税及び法人市民税の均等割の超過課税とします（納税義務者は個人市民税及び法人市民税に係る均等割の納税義務者）。

また、課税期間については、「これからの緑の取組[2019-2023]（案）」と同じ5年間とします。



#### (2) 税率について

31年度以降の施策である「これからの緑の取組[2019-2023]（案）」の事業費に充てる財源のうち、国費・市債及び一般財源で対応すべき部分を除いた部分が、横浜みどり税の必要財源額となります。

「これからの緑の取組[2019-2023]（案）」の5か年事業費は約502億円であり、横浜みどり税の必要財源額は約136億円と見込まれますので（4ページ「参考1」参照）、これを基に試算すると、税率は個人900円・法人9%となります（現行と同率）。

### (3) 固定資産税等の軽減について

特定緑化部分又は農業用施設用地に対して課する固定資産税等の軽減について、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして一定の成果は出ており、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図る必要があることから、軽減の対象となる契約締結期間を5年間延長します。

現 行	改正案
緑化部分又は農業用施設を10年間保全する契約を平成21年4月1日から平成30年12月31日までの間に締結した場合	緑化部分又は農業用施設を10年間保全する契約を平成21年4月1日から平成35年12月31日までの間に締結した場合

### (4) 森林環境（譲与）税について

平成31年度税制改正で創設される見込みの森林環境税(平成36年度から課税)は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的としており、また、森林環境譲与税(平成31年度から譲与)は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

横浜みどり税は、都市部の樹林地の保全を目的としており、森林環境税とは、目的が異なります。また、森林環境譲与税の使い道は、横浜市税制調査会の答申にもあるとおり、大都市にあっては、中山間地自治体の森林整備事業を支援することであり、その整備事業で生み出された国内産木材を都市部が消費地として購入・利用することと考えられます。(5ページ「参考2」参照)

したがって、本市では、森林環境譲与税は、「木材利用の促進」に活用することとします。

なお、「これからの緑の取組[2019-2023](案)」とは別の事業に活用するため、横浜みどり税の税率には影響しません。

## 2 横浜みどり税条例改正後の概要

項目	内容																																											
目的 (第1条関係)	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例・固定資産税及び都市計画税の特例に関し、必要な事項を定めます。																																											
横浜みどり税	課税手法 (第2・3条関係)	個人市民税及び法人市民税の均等割への超過課税																																										
	課税期間 (第2・3条関係)	(個人) 平成21年度分から <b>平成35年度分</b> まで (法人) 平成21年4月1日から <b>平成36年3月31日</b> までの間に開始する事業年度																																										
	税率 (第2・3条関係)	<p>(個人) 年間900円</p> <p>【参考】個人の市民税の均等割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準税率</th> <th>(参考) 横浜みどり税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000円 (平成26年度からは3,500円)</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人) 年間均等割額の9%相当額(4,500~270,000円)</p> <p>【参考】法人の市民税の均等割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th rowspan="2">(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>11,700円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td>14,400円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> <td>36,900円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> <td>157,500円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td></td> <td>3,000,000円</td> <td>270,000円</td> </tr> </tbody> </table>	標準税率	(参考) 横浜みどり税分	3,000円 (平成26年度からは3,500円)	900円	法人の区分		標準税率	(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)	資本金等の額	従業者数	1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円	50人超	120,000円	10,800円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円	50人超	150,000円	13,500円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円	50人超	400,000円	36,000円	10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円	50人超	1,750,000円	157,500円	50億円超		3,000,000円	270,000円
	標準税率	(参考) 横浜みどり税分																																										
3,000円 (平成26年度からは3,500円)	900円																																											
法人の区分		標準税率	(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)																																									
資本金等の額	従業者数																																											
1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円																																									
	50人超	120,000円	10,800円																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円																																									
	50人超	150,000円	13,500円																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円																																									
	50人超	400,000円	36,000円																																									
10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円																																									
	50人超	1,750,000円	157,500円																																									
50億円超		3,000,000円	270,000円																																									
基金 (第4条関係)	横浜みどり税の税収相当額*については、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(横浜市みどり基金)に積み立てます。																																											
固定資産税等の軽減	特定緑化部分に対する特例 (第5条関係)	敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から <b>平成35年12月31日</b> までの間に横浜市と締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減します。																																										
	農業用施設用地に対する特例 (第6条関係)	1,000㎡以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から <b>平成35年12月31日</b> までの間に横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減します。																																										

\*今回改正する部分は、ゴシックにしています。

○ これからの緑の取組[2019-2023]（案）の事業費一覧

（単位：百万円）

取組の柱	事業	取組	5か年事業費	内訳	国費・市債	一般財源	
						みどり税以外	みどり税必要分
市民とともに次世代につなぐ森を育む	①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	32,682	32,682	25,745	2,853	4,084
	②良好な森の育成	・森の多様な機能に着目した森づくりの推進	3,606	3,076	-	763	2,313
		・指定した樹林地における維持管理の支援		530	-	-	530
	③森を育む人材の育成	・森づくりを担う人材の育成	130	75	-	-	75
		・森づくり活動団体への支援		55	-	5	50
	④市民が森に関わるきっかけづくり	・森の楽しみづくり	330	100	-	-	100
・森に関する情報発信		230		-	200	30	
小計			36,747	36,747	25,745	3,821	7,181
市民が身近に農を感じる場をつくる	①良好な農景観の保全	・水田の保全	1,194	490	-	300	190
		・特定農業用施設保全契約の締結		10	-	10	-
		・農景観を良好に維持する活動の支援		542	-	431	111
		・多様な主体による農地の利用促進		153	-	-	153
	②農とふれあう場づくり	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	2,513	2,453	1,548	75	829
		・市民が農を楽しむ支援する取組の推進		61	-	61	-
③身近に農を感じる地産地消の推進	・地産地消にふれる機会の拡大	293	293	-	293	-	
④市民や企業と連携した地産地消の展開	・地産地消を広げる人材の育成	66	25	-	25	-	
	・市民や企業等との連携		42	-	42	-	
小計			4,067	4,067	1,548	1,236	1,283
市民が実感できる緑や花をつくる	①まちなかでの緑の創出・育成	・公共施設・公有地での緑の創出・育成	5,481	690	-	690	-
		・街路樹による良好な景観の創出・育成		2,910	-	-	2,910
		・シンボリックな緑の創出・育成		1,789	1,272	20	497
		・建築物緑化保全契約の締結		5	-	5	-
	②市民や企業と連携した緑のまちづくり	・名木古木の保存	713	88	-	14	74
		・地域緑のまちづくり		446	-	-	446
		・地域に根差した緑や花の楽しみづくり		209	-	209	-
	③子どもを育む空間での緑の創出・育成	・人生記念樹の配布	414	58	-	43	15
・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成		414		-	347	67	
④緑や花による魅力・賑わいの創出・育成	・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	2,712	2,712	-	1,593	1,119	
小計			9,320	9,320	1,272	2,921	5,128
効果的な広報の展開	①市民の理解を広げる広報の展開	・計画の周知や実績報告	80	80	-	80	-
総計			50,214	50,214	28,565	8,057	13,592

【注1】 事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】 端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

## ○ 横浜市税制調査会答申の概要（関係部分のみ抜粋）

### (1) 第3期横浜みどり税の継続の是非(第2章)

次期横浜みどりアップ計画の詳細な内容と今後の行財政改革等の取組の方向性についての確認を行い、施策の重要性・必要性、超過課税による財源の確保が必要であることを確認した。第3期横浜みどり税について、具体的な税制の検討を行った結果、現行の形を**継続することが適当である**と判断した。

施策の重要性		今後の行財政改革等の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市は、依然として高い開発圧力にさらされており、樹林地の減少に歯止めをかけるために、引き続き樹林地の指定、買取に取り組む必要がある。</li> <li>水田の保全や農園付公園等の整備についても継続することが妥当である。</li> <li>街路樹を再生し、街路樹による良好な景観づくりを目指す取組は、実施すべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、市税収入の増加を上回る社会保障経費の増加が見込まれ、財政運営において一層厳しさが増すことが見込まれる。</li> <li>徹底した事業見直しや内部管理業務の事務の効率化など「不断の行政改革」を行うとともに、データやICTを活用した効率的・効果的な行政運営を推進する。</li> </ul>
横浜みどり税条例における税制案		
横浜みどり税	課税手法	・ 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶため、引き続き、市民税(個人・法人)均等割の超過課税を採用すべき。
	課税期間	・ 次期横浜みどりアップ計画の計画期間と同じ5年間という期間設定で適当。
	税率	・ 次期横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の必要財源額を約 136 億円と積算した。 ・ 全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は 900 円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額(4,500 円～270,000 円)になると試算。
追加措置	固定資産税等の軽減	・ 市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして一定の成果は出ており、緑地や農地の維持管理負担を引き続き軽減することが適当。
	市民参画	・ 超過課税の用途について、公募市民を含めた委員が市民の立場でしっかりとチェックを行っているなど、期待された通りの成果を収めており、引き続き設置が必須。

### (2) 森林環境譲与税の充当事業(第3章第4節(2))

森林環境譲与税は、国税・森林環境税の構想当初の目的に合致した正当な用途だけに充当すべきである。

国税・森林環境税の構想当初の目的は、経済・商業ベースで林業が成り立たない森林を、市町村が介在して整備することである。この目的に適合する用途とは、整備されにくい森林の整備に努める中山間地自治体の事業を支援することに他ならない。

具体的には、当該自治体の整備事業で生み出された木材を、消費地である大都市自治体として購入・利用することである。この大都市地自体としての消費行動によって、整備困難な森林における整備の促進と林業の活性化を図り、当該森林から産出される国内産木材を商業循環サイクルに乗せることができると思われるものである。

## 【参考】森林環境税（仮称）、水源環境保全税、横浜みどり税の違いについて

	国	神奈川県	横浜市
名称	森林環境税（仮称）	水源環境保全税	横浜みどり税
趣旨	パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため	水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため
課税手法・税率	1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収	個人県民税均等割に300円、所得割に0.025%上乗せ	個人市民税均等割に900円、法人市民税年間均等割額の9%相当額を上乗せ
課税期間	平成36年度から	平成19年度～33年度（5年ごとの期限を設けており、直近の改正は28年）	平成21年度～30年度（法人市民税については、開始事業する事業年度）（5年ごとの期限を設けており、直近の改正は25年）
税収規模	約600億円/年（1,000円×納税者6千万人） ※約19億円/年（横浜市における想定徴収額）	約40億円/年 ※約16.9億円/年（横浜市における想定徴収額）	約28億円/年（個人17億円 法人11億円）
用途	①市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。（本市は、「木材利用の促進」に活用） ②都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。	①森林の保全・再生 ②河川の保全・再生 ③地下水の保全・再生 ④水源環境への負荷軽減 ⑤県外上流域対策の推進 ⑥水源環境保全・再生を推進する仕組み  【神奈川県知事答弁】 水源環境保全税は、水源地域に限っている。森林環境譲与税の効果的な活用により、県内全域の森林の保全・再生を図り、さらに、切って使う循環を県全体に生み出していくことが大切と考える。	①樹林地・農地の確実な担保 ②身近な緑化の推進 ③維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業
本市への譲与	・市：県＝9：1 ・私有林人工林面積：林業就業数：人口＝5：2：3 ※平成31年度から譲与 ・31年度：1.4億円/年 31年度～35年度：計8.6億円 45年度：4.8億円/年（平年度化）	横浜市域には、使われていない。	